３　市町村は、前項の規定により当該市町村の区域内に住所を有する世帯主から資格確認書の提出を受けたときは、遅滞なく、これを検認し、又は更新して、当該世帯主に交付しなければならない。ただし、第二十七条の五の二第一項の規定により市町村が当該世帯主に対し資格確認書の返還を求めている場合は、この限りでない。

４　第一項の規定により検認又は更新を行つた場合において、その検認又は更新を受けない資格確認書は、無効とする。

（被保険者の資格に係る事実を記載した書面の交付等）

第七条の二の二　法第九条第四項の規定により世帯に属する全て又は一部の被保険者の資格に係る事実を記載した書面の交付を受けようとする世帯主は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村に提出して、その交付を申請しなければならない。

一　申請に係る被保険者の氏名及び生年月日

二　被保険者の個人番号又は被保険者記号・番号

２　市町村は、前項の規定による申請書の提出があつた場合において、当該被保険者の資格を確認できるときは、当該被保険者の資格に係る事実を記載した書面を当該世帯主に交付しなければならない。

３　市町村は、第一項の規定による申請書の提出があつた場合において、当該被保険者の資格を確認できないときは、当該世帯主にその旨を通知するものとする。

（削る）

（削る）

（削る）

３　市町村は、前項の規定により当該市町村の区域内に住所を有する世帯主から被保険者証の提出を受けたときは、遅滞なく、これを検認し、又は更新して、当該世帯主に交付しなければならない。ただし、法第九条第三項又は第四項の規定により市町村が当該世帯主に対し被保険者証の返還を求めている場合は、この限りでない。

４　第一項の規定により検認又は更新を行つた場合において、その検認又は更新を受けない被保険者証は、無効とする。

（法第九条第十項の厚生労働省令で定める要件）

第七条の二の二　法第九条第十項に規定する厚生労働省令で定める要件は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十六条第一項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに保険料を納付しないこととする。

（法第九条第十項の厚生労働省令で定める者）

第七条の二の三　法第九条第十項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一　市町村が、法第九条第十項前段の規定により有効期間を定めて被保険者証を交付した後、その期間内に新たに被保険者の資格を取得した者

二　日本の国籍を有しない被保険者であつて、有効期間内に在留期間が満了する者

三　有効期間内に七十五歳に到達することにより、法第六条第八号に該当する者

（法第九条第十一項の厚生労働省令で定める者）

第七条の二の四　法第九条第十一項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一　有効期間内に被保険者の資格を取得した者

二　法第九条第十項の規定により国民年金法の規定による保険料を滞納していることにより特別の有効期間を定めた被保険者証を交付する場合であつて、当該保険料を滞納している被保険者、同法第八十八条第二項及び第三項の規定により当該被保険者の保険料を納付する義務を負う世帯主及び配偶者（第七条の二の二に規定する要件に該当する者に限る。）以外の者

三　前条第二号又は第三号に該当する者

（通知の権限の引継ぎ等）

第七条の二の五　法第九条第十三項において準用する国民年金法（次項において「準用国民年金法」という。）第百九条の四第三項の規定により厚生労働大臣が通知の権限を自ら行うこととする場合においては、日本年金機構（次項において「機構」という。）は、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　通知の権限を厚生労働大臣に引き継ぐこと。

二　通知に必要な帳簿及び書類を厚生労働大臣に引き継ぐこと。

三　その他必要な事項